

政令第 号

自動車損害賠償保障法施行令の一部を改正する政令

内閣は、自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第十三条（同法第二十三条の三第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一級の項第三号及び第四号中「上肢」を「上肢」に改め、同項第五号及び第六号中「下肢」を「下肢」に改め、同表第二級の項第三号中「上肢」を「上肢」に、「腕関節」を「手関節」に改め、同項第四号中「下肢」を「下肢」に改め、同表第四級の項第四号中「上肢」を「上肢」に改め、同項第五号中「下肢」を「下肢」に改め、同表第五級の項第四号中「上肢」を「上肢」に、「腕関節」を「手関節」に改め、同項第五号中「下肢」を「下肢」に改め、同表第六級の項第五号中「奇形」を「変形」に改め、同項第六号中「上肢」を「上肢」に改め、同項第七号中「下肢」を「下肢」に改め、同表第七号中「下肢」を「下肢」に改め、同項第八号中「及びひとさし指」を削り、同表第七級の項第六号中「及びひとさし指を失つたもの又はおや指若しくはひとさし指」を削り、「以上」を「の手指を

失つたもの又はおや指以外の四」に改め、同項第七号中「及びひとさし指」を削り、同項第九号中「上肢」を「上肢」に、「仮関節」を「偽関節」に改め、同項第十号中「下肢」を「下肢」に、「仮関節」を「偽関節」に改め、同表第八級の項第三号中「手指」の下に「を失つたもの又はおや指以外の三の手指」を加え、同項第四号中「及びひとさし指又はおや指若しくはひとさし指」を削り、「以上」を「の手指の用を廃したものの又はおや指以外の四」に改め、同項第五号中「下肢」を「下肢」に改め、同項第六号中「上肢」を「上肢」に改め、同項第七号中「下肢」を「下肢」に改め、同項第八号中「上肢」を「上肢」に、「仮関節」を「偽関節」に改め、同項第九号中「下肢」を「下肢」に、「仮関節」を「偽関節」に改め、同表第九級の項第十二号中「を失つたもの、ひとさし指を含み」を「又はおや指以外の」に改め、「又はおや指及びひとさし指以外の三の手指を失つたもの」を削り、同項第十三号中「手指」の下に「の用を廃したもの又はおや指以外の三の手指」を加え、同表第十級の項中第六号を削り、第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 正面を見た場合に複視の症状を残すもの

別表第二第十級の項第七号中「の用を廃したものの、ひとさし指を含み二の手指の用を廃したものの」を削り

、 「及びひとさし指以外の三」を「以外の二」に改め、同項第八号中「下肢」を「下肢」に改め、同項第十号中「上肢」を「上肢」に改め、同項第十一号中「下肢」を「下肢」に改め、同表第十一級の項第七号中「奇形」を「変形」に改め、同項第八号中「一手の」の下に「ひとさし指、」を加え、同項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、同表第十二級の項第五号中「奇形」を「変形」に改め、同項第六号中「上肢」を「上肢」に改め、同項第七号中「下肢」を「下肢」に改め、同項第八号中「奇形」を「変形」に改め、同項中第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、同項第十二号中「頑固」を「頑固」に改め、同号を同項第十三号とし、同項中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、同項第九号中「一手の」の下に「ひとさし指、」を加え、同号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九 一手のこ指を失つたもの

別表第二第十三級の項中第七号を削り、第六号を第七号とし、同項第五号中「を失つた」を「の用を廃した」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの

別表第二第十三級の項第八号を削り、同項第九号中「下肢」を「下肢」に改め、同号を同項第八号とし、同項中第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、同表第十四級の項第四号中「上肢」を「上肢」に改め、同項第五号中「下肢」を「下肢」に改め、同項第六号を削り、同項第七号中「及びひとさし指」を削り、同号を同項第六号とし、同項第八号中「及びひとさし指」を削り、「末関節」を「遠位指節間関節」に改め、同号を同項第七号とし、同項中第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、同表備考第二号中「指関節」を「指節間関節」に、「第一指関節」を「近位指節間関節」に改め、同表備考第三号中「末節」を「末節骨」に、「第一指関節」を「近位指節間関節」に、「指関節」を「指節間関節」に改め、同表備考第五号中「末節」を「末節骨」に、「末関節」を「遠位指節間関節」に、「第一指関節」を「近位指節間関節」に、「指関節」を「指節間関節」に改める。

附 則

(施行期日等)

第一条 この政令は、公布の日から施行し、改正後の自動車損害賠償保障法施行令（次条において「新令」

という。)の規定は、平成十六年七月一日以後に発生した自動車の運行による事故について適用する。

(経過措置)

第二条 平成十六年七月一日からこの政令の施行の日の前日までの間に発生した自動車の運行による事故に関する新令別表第二の規定の適用については、同表第七級の項第六号中「のおや指」とあるのは「のおや指及びひとさし指、おや指若しくはひとさし指」と、同表第八級の項第三号中「二の手指」とあるのは「ひとさし指以外の二の手指」と、「以外」とあるのは「及びひとさし指以外」と、同項第四号中「のおや指」とあるのは「のおや指及びひとさし指、おや指若しくはひとさし指」と、同表第九級の項第十三号中「二の手指」とあるのは「ひとさし指以外の二の手指」と、「以外」とあるのは「及びひとさし指以外」と、同表第十級の項第七号中「おや指又は」とあるのは「ひとさし指を失つたもの又は一手のおや指若しくは」と、同表第十一級の項第八号中「ひとさし指、なか指又はくすり指を失つたもの」とあるのは「なか指若しくはくすり指を失つたもの又は一手のひとさし指の用を廃したもの」と、同表第十二級の項第十号中「ひとさし指、なか指」とあるのは「なか指」と、同表第十三級の項第七号中「おや指」とあるのは「おや指若しくはひとさし指」と、「もの」とあるのは「もの又は一手のひとさし指の遠位指節間関節を

屈伸することができなくなったもの」と、同表第十四級の項第六号及び第七号中「おや指」とあるのは「おや指及びひとさし指」とする。

理由

手指及び両眼に係る後遺障害の等級等について所要の改正を行う必要があるからである。